

職員募集

令和8年度採用 町職員候補者

令和8年度採用の町職員候補者を募集します。

▼職種・採用予定人数

○行政職(文化財及び発掘調査担当)大学卒程度1人

▼受験資格

- 次のいずれにも該当する者
- ①昭和56年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
- ②学校教育法による大学または大学院において考古学等を専攻し、当該大学もしくは大学院を卒業もしくは修了または令和8年3月までに卒業もしくは修了見込みの者
- ③発掘調査(大学または大学院における実習も含む)の経験を有する者
- ④発掘調査報告書(卒業論文または修士論文を含む)を執筆した者(共同執筆も可)

▼試験の方法

【一次試験】書類選考

【二次試験】

一次試験の合格者に個別面接・小論文などによる試験を行います。

▼受験申込用紙と募集要領の交

付

町ホームページからダウンロードし、申込用紙などをプリントアウトするか、総務課で受け取ってください。

郵送を希望する人は、封筒の表に「職員採用候補者試験申込用紙請求(文化財及び発掘調査担当)」と朱書きし、140円切手を貼った返信先明記の封筒(角型2号)を同封してください。

○郵送宛先
〒969-3123
猪苗代町字城南100番地
猪苗代町総務課

▼受付期間

5月14日(水)から6月13日(金)までに総務課に提出してください。郵送の場合は6月11日(水)の消印までを有効とします。

▼受付申し込みなどの詳細

受験申し込みや試験の詳細は、募集要領をご覧ください。

▼申し込み・問い合わせ先

総務課 行政管理係

☎(62)2111

募集

放課後児童クラブ 支援員を募集します

いずれもが一時的に保育することができない場合に、お子さんをお預かりする一時保育を実施しています。

令和7年度から利用要件を緩和しましたので、ご確認ください。

▼日時

○月曜日(金曜日)のこども園の開園日

○午前7時半～午後6時のうち最大8時間

▼場所

ひまわりこども園、さくらこども園

▼従来との変更点

一時保育を利用できる理由に、新たに「きょうだいの学校行事」と「リフレッシュ」を追加しました。

▼問い合わせ先

こども課
☎(23)4105

結婚支援

結婚新生活を支援します

町では、新たに結婚生活を始める人の住居費や引越費用の一部を助成します。

▼対象となる世帯

町では、放課後の生活支援や学校長期休業中の余暇支援を集団で行う学童保育(児童クラブ)の支援員(令和7年度会計年度任用職員)を募集します。

▼募集人数

若干名

▼資格要件

心身ともに健康で、次のいずれかに該当する人

- ①児童健全育成事業に熱意のある人
- ②保育士・社会福祉士または幼稚園・小学校・中学校・高校教諭の資格を有する人
- ③高校卒業者で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業または児童福祉事業に従事した人

※資格要件の詳細は、保健福祉課にお問い合わせください。

▼勤務条件

- ①月曜から金曜の平日
- 午後1時～午後6時15分
- ②土曜日・学校長期休業中・学校振替休日(運動会による振替休日など)
- 午前7時30分～午後6時15分
- ③休日
- 日曜、祝日、お盆、年末年始

※交代制のローテーションによる勤務。勤務時間の変更することがあります。

▼勤務内容

留守家庭児童の生活支援、余暇支援、クラブの庶務会計など

令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された人で、次の項目に該当する世帯が対象となります。

- ①婚姻日時点において、夫婦ともに39歳以下の世帯
- ②夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
- ※貸与型奨学資金の返済を行っている場合は、世帯の所得から返済額(年額)を控除します。
- ③申請時に少なくとも夫婦どちらかの住民票が本町にある世帯
- ④町税を滞納している人がいない世帯
- ⑤ほかの公的制度による家賃補助を受けていない世帯

▼補助対象経費

- ①結婚を機に新たに住宅を購入する際に要した費用
- ②結婚を機に新たに住宅をリフォームする際に要した費用
- ③結婚を機に新たに住宅を借用する際に要した費用
- ④結婚に伴う引越しに要した費用

※令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払いを行った費用に限ります。

▼補助額

補助対象経費の実支出額(上限額30万円)

※夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は上限額

▼勤務場所

猪苗代小学校児童クラブ、猪苗代第二小学校児童クラブ

▼応募手続き

町指定の履歴書に写真を貼付し、職歴調査とともに保健福祉課に提出してください。履歴書などは保健福祉課に備え付けてあります。

▼受付期間

5月11日(月)から6月30日(月)まで

▼選考

履歴書提出後、面接試験と書類審査により選考します。

▼雇用期間

採用決定後から令和8年3月31日まで

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係
☎(62)2115

商品券

「猪苗代町民応援商品券」の使用を忘れずに

猪苗代町民応援商品券の使用期限は、令和7年6月30日(月)までです。

使用期限が過ぎた商品券は、一切使用できません。払い戻しもできませんので、忘れずに使

60万円

▼補助金の交付手続き

保健福祉課備え付けの補助金交付申請書に住民票や領収書等の添付書類を添えて、保健福祉課にご提出ください。

詳細は、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係
☎(62)2115

戸籍

戸籍の氏名に振り仮名が記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されます。令和7年5月26日以降、本籍地のある市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。本町では9月頃に通知書の発送を予定しています。

戸籍の振り仮名制度の詳細は、法務省ホームページで確認ください。

▼問い合わせ先

町民生活課 町民係
☎(62)2114



一時保育の利用要件を緩和しました

子育て

町立こども園では、保護者の

用してください。
まだ商品券を受け取っていない人は、受け取りをお願いします。

▼受取方法

次の①と②を商工観光課に持参してください。

- ①受け取る人の身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ②受け取る人の印鑑

※世帯主もしくは世帯員でない人が受け取る場合は、委任状が必要です。その場合も同様に①と②が必要です。
※委任状は、任意様式でもかまいません。町のホームページからもダウンロードできます。

▼受取時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

▼問い合わせ先

商工観光課 商工観光係
☎(62)2117
猪苗代町商工会
☎(62)2331

補助・助成

おたふくかぜの予防接種費用の助成を始めます

令和7年度から、町独自で子どものおたふくかぜの予防接種費用を助成します。

▼対象者
1歳から小学校就学前までの幼児

▼助成額
1回あたり5千円

▼助成回数
1人あたり2回まで

※麻しん風しんの1期(1歳時)、2期(就学前)と同時期の接種が推奨されています。

▼助成方法

町内の医療機関で接種を受ける場合は、必要な手続きはありません。助成額を差し引いた接種費用を医療機関にお支払いください。

▼問い合わせ先
町内の医療機関で接種を受ける場合は、いったん全額自己負担してください。保健福祉課窓口に次の①～④を持参し、助成を受ける手続きをしてください。
①印鑑 ②領収書 ③母子手帳 ④通帳

保健福祉課 健康づくり係
☎(62)2115

带状疱疹の予防接種費用の助成を始めます

令和7年度から無料の定期接種のほかに、町独自で带状疱疹の予防接種費用を助成します。

▼対象者
50歳以上の人

▼助成内容
带状疱疹の予防接種は、生ワクチンまたは組換えワクチンのどちらかを選んで接種します。

種類	助成額	助成回数
生ワクチン	1回あたり5千円	1回
組換えワクチン	1回あたり1万円	2回

▼助成方法

町内の医療機関で接種を受ける場合は、必要な手続きはありません。助成額を差し引いた接種費用を医療機関にお支払いください。

▼問い合わせ先
町内の医療機関で接種を受ける場合は、いったん全額自己負担してください。保健福祉課窓口に次の①～④を持参し、助成を受ける手続きをしてください。
①印鑑 ②領収書 ③接種済証 ④通帳

▼定期接種

次の表に該当する人は、上記助成額にかかわらず、無料で接種を受けることができます。

年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
100歳以上	大正15年4月1日以前

▼問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係
☎(62)2115

骨髄等移植ドナーを支援します

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業で、ドナーが骨髄等の提供に要した検査等の費用を助成します。

▼助成対象者
骨髄等を提供し、次の要件を

手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更、引き戸などへの扉の変更、和式便器から洋式便器への変更

▼補助金額

対象経費の10分の9以内の額で、18万円を上限とします。

▼受付期間

8月29日(金)まで

▼補助予定件数

3件程度

▼申請手続き

改修前の申請と事前確認が必要です。申請には、地域包括支援センター職員が作成する「住宅改修理由書」が必要となりますので、希望される人は、同センターにご相談ください。

▼問い合わせ先

保健福祉課 高齢者福祉係
☎(62)2115
町地域包括支援センター
☎(72)1530

税金

軽自動車税種別割・自動車税種別割の納付・減免申請手続きはお早めに

▼課税される人
4月1日時点でバイク、軽自

動車(小型特殊自動車を含む)等・普通自動車等を所有している人

▼納期限

6月2日(月)

▼納付方法

●軽自動車税種別割

①納付書で納める場合

納付書裏面に記載されている金融機関で納付してください。

②スマートフォンやパソコンを使って納付する場合

「地方税お支払いサイト」のホームページからクレジットカードやインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリで納付してください。

③口座振替で納める場合

口座振替の手続きをしている人は、5月26日(月)に引き落とされます。

●自動車税種別割

金融機関やコンビニエンスストア、インターネットを利用したクレジット払い、各種スマートフォン決済アプリで納付してください。

▼減免について

障がい者手帳を所持している人のために使う軽自動車・普通自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により税額が減免されます。減免の申請期限は、6月2日(月)です。

申請先は、軽自動車税は税務課、自動車税は会津地方振興局

県税部です。

減免の対象となる範囲は、納付書とともに届く添書をご確認ください。

▼問い合わせ先

●軽自動車税種別割

税務課 賦課係

☎(62)2113

●自動車税種別割

会津地方振興局県税部

課税第二課

☎(29)5261

軽自動車の車検で納税証明書の提示が原則不要になりました

軽自動車税納付確認システム「軽JNKs(ジェンクス)」により、軽自動車検査協会がオンラインで納付情報を確認できるようになったため、車検の際に継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

なお、二輪の小型自動車とポーターレーラーも軽JNKsに対応しました。

▼紙の納税証明書の提示が必要な場合

①対象車両に過去の未納がある場合

②納付直後のため、納付情報が登録されていない場合

※納付が確認できるまでに1～2週間程度必要です。

全て満たす人

・骨髄等を提供した日および助成金の交付申請を行った日において町内に住所を有する人
・他の自治体等から同種同額の助成金を受けていない人
・ドナー休暇制度を設けている企業や団体等に属していない人
・町税を滞納していない人
・猪苗代町暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員等に属していない人

▼助成金額

骨髄等の提供を行うため通院または入院した日数に2万円を乗じた額(上限14万円)

▼問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係
☎(62)2115

高齢者の自立した在宅生活のため住宅改修費を補助します

高齢者が自宅で転倒等により要介護・要支援状態とならないよう住宅改修費の一部を補助します。

▼補助対象要件

町内に住所を有する60歳以上の高齢者(介護保険で要介護・要支援認定を受けている人を除く)または高齢者と同居する家族が住宅改修を行う場合

▼対象工事

③名義変更(中古車購入など)直後の場合

▼問い合わせ先

税務課 収納係

☎(62)2113

議会

6月議会が始まります

町議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は役場3階です。児童・乳幼児は許可が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

▼開会予定日

6月4日(水)

※一般質問は10日(火)、11日(火)の予定です。



町議場(役場3階)

▼問い合わせ先

議会事務局 議事係
☎(62)5666

弔慰金

第十二回特別弔慰金を支給します

先の大戦で公務等のために、国に殉じた元軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。

▼支給対象者

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和7年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料等」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合に、次のうち先順位の遺族1人に支給されます。

○令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

○戦没者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

○上記以外の戦没者等の三親等以内の親族で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人など

▼支給内容

額面27万5千円（5年償還の記名国債）

▼請求期間

- ▼会場 役場3階 第3委員会室
- ▼その他 相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係 ☎(62)2111

相談ごとお聞きします「人権擁護委員の日」

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。これを記念して法務省および人権擁護委員連合会は6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に積極的な啓発活動が各地で行われます。

町でも、次の日程で人権擁護委員・行政相談委員の合同相談会を開催します。差別、いじめ、嫌がらせなど、人権問題で困りの人は一人で悩まず相談してください。

法務省および人権擁護委員連合会では、電話相談も随時受け付けていますので、ご利用ください。

- ▼開催日時 6月6日(金) 午前10時から午後3時まで
- ▼会場 役場3階 第3委員会室
- ▼電話相談 ○みんなの人権110番 ☎0570(003)110

環境

町民1人が令和5年度に出した1日当たりのごみの量は「1110グラム」

環境省から令和5年度のごみの排出量が発表され、全国の1人1日当たりのごみの量は851g、福島県のごみの量は968gで全国ワースト2位(昨年度は1021g)でした。ワースト1位タイでした。市町村別で見ると、猪苗代町は1110gで、県内ワースト6位(昨年度は1160g)でワースト10位)となりました。ごみのリサイクル率は、全国平均が19.5%、福島県平均が13.2%、猪苗代町は17.4%となり、県内8位(昨年度は10位)でした。ごみの量は前年度より50g減

- 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- ▼請求窓口 保健福祉課 ※請求書などの様式は、備え付けてあります。
- ▼問い合わせ先 保健福祉課 社会福祉係 ☎(62)2115

	R4年度 ごみの量	R5年度 ごみの量	R5年度 リサイクル率
全国平均	880g	851g	19.5%
福島県平均	1,021g	968g	13.2%
猪苗代町	1,160g	1,110g	17.4%

少していますが、全国平均より259g、福島県平均より142g多く、リサイクル率は全国平均より2.1%下回っています。これからも、ごみの減量と分別にご理解とご協力をお願いします。

相談

巡回児童相談会を開催します

会津児童相談所では、18歳未満の児童の福祉に関する問題に

- ▼問い合わせ先 町民生活課 環境係 ☎(62)2114

防災

Jアラートの全国一斉情報伝達試験が行われます

全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達試験が、全国一斉に行われますので、お知らせします。

- ▼実施日時 5月28日(水) 午前11時
- ※実際の災害等の発生により、中止となる場合もあります。
- ▼実施内容 防災行政無線から、「これは、Jアラートのテストです」と放送が流れます。
- ▼問い合わせ先 総務課 防災情報係 ☎(62)2111

献血にご協力ください

- 日時：5月30日(金) 9:00~17:00
- 会場：猪苗代町役場

400ミリリットル全血献血にご協力ください。



善意をありがとうございます

- 西山組合せ 西山組合会は4月1日、町に町制施行70周年記念事業寄付金として50万円を寄付しました。



善意を手渡した佐藤公章組合長(左から2人目)ら

- 町一般廃棄物協同組合 町一般廃棄物協同組合は3月21日、町に図書カード10万円分を寄付しました。



図書カードを手渡した大友健市代表理事(中央)ら

- 災害復興支援寄付金として CYCLE AID JAPAN in 猪苗代実行委員会 100,000円